

佐賀県市町総合事務組合競争入札実施要領

(対象業務)

第1条 組合が発注する建設工事、設計業務等及び業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札は、条件付一般競争入札により実施する。ただし、予定価格が1,000万円未満の建設工事等については指名競争入札により実施することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に該当する場合で、管理者が認めた場合は、随意契約によることができる。

(指名競争入札参加者の資格)

第2条 指名競争入札参加者は、佐賀県建設業者施行能力等級表（建設関連業）、その他佐賀県の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第3条 指名等審査委員会は、「指名審査委員会調書」をもって公正な審議を行い、指名競争入札に参加する者を5人以上指名するものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第4条 指名競争入札に付する事項の通知は、郵便その他の方法により行うものとする。

2 前項の通知は、入札の日から起算して次の各号に掲げる日までに行うものとする。

(1) 予定価格が500万円未満の建設工事等 1日以上前

(2) 予定価格が500万円以上の建設工事等 10日以上前

(入札書の提出)

第5条 入札担当者は、入札書（様式第1号）を所定の日時までに所定の場所に提出させなければならない。

2 入札担当者は、条件付一般競争入札で入札に参加する意思を表明した者又は指名競争入札で指名を受けた者が入札に参加しないときは、入札辞退届（様式第2号）を所定の日時までに所定の場所に提出させなければならない。

(入札保証金)

第6条 入札保証金は、免除することができる。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が2人未満である場合は、当該入札を取りやめる。

(入札の執行等)

第8条 入札は持参入札とし、公告又は指名通知に記載した場所及び日時に執行するものとする。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、当該入札ごとに委任状（様式第3号）を提出しなければならない。

3 入札参加者は、別に定める場合を除き、工事費内訳書を入札書とともに提出しなければならない。

4 入札参加者は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

5 開札は、入札終了後直ちに当該入札の場所において行うものとする。

(無効の入札)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 次の事項に記載のない入札

ア 入札金額

イ 建設工事にあつては、工事名及び工事場所。設計業務等及び業務委託にあつては、業務名及び業務場所。

ウ 入札参加者の商号又は名称、代表者氏名及び押印

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに談合によると認められる入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) 事前に入手している情報どおりの入札結果となった入札

(9) 建設工事において予定価格を事前公表する場合は、工事費内訳書を提出しない入札及び工事費内訳書に記載のない入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格（最低制限価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。）以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、最低制限比較価格より低い価格の入札をした者又は直前の入札に参加しなかった者については、再度の入札に参加させないものとする。

(落札者の決定等)

第11条 入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を発表する。

2 最低制限価格を設けない場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を発表する。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札決定の保留)

第12条 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、前条の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することができるものとする。

(不調入札の取扱い)

第13条 入札回数が3回(予定価格を事前公表している場合は、1回)をもって落札しないときは、当該入札は不調とする。この場合において、その後の対応については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 入札に参加させようとする者(不調となった入札に参加した者及び当該入札を辞退した者を除く。)を指名して入札を行い、落札者を決定する。この場合において、再度不調となったときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

(2) 再度の入札に参加させようとする者(不調となった入札に参加した者及び当該入札を辞退した者を除く。)がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

(落札者が契約を締結しないときの取扱い)

第14条 落札者が契約を締結しない場合は、その後の対応については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 入札に参加させようとする者(契約を締結しなかった落札者及び当該入札を辞退した者を除く。)を指名して入札を行い、落札者を決定する。この場合において、不調となったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

(2) 再度の入札に参加させようとする者(契約を締結しなかった落札者及び当該入札を辞退した者を除く。)がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約とする。

(予定価格の決定)

第15条 予定価格は、対象業務の履行の難易、数量、履行期間の長短等を考慮して管理者が適正に定めるものとする

(最低制限価格の決定)

第16条 最低制限価格は、条件付一般競争入札においては設定することができる。

(契約書の提出)

第17条 落札者は、契約書に記名押印し、落札の決定を受けた日から7日以内(休日は含まない。)これを組合に提出しなければならない。ただし、議会の議決を要する契約の締結については、仮契約書を提出し、議決後本契約書を作成するものとする。

2 落札者が、組合の承諾を得ないで前条に規定する期間内に契約書を提出しないときは、当該落札は、その効力を失うものとする。

(契約の保証)

第18条 落札者は、請負金額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)が500万円以上の工事請負契約又は100万円を超える委託契約を締結する場合は、佐賀県市町総合事務組合財務規則の定めるところにより、契約の保証を付さなければならない。

(異議の申立て)

第19条 入札を行った者は、入札後、この要領、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則(平成25年要領第4号)

この要領は、平成26年3月5日から施行する。

入 札 書

佐賀県市町総合事務組合管理者 様

佐賀県市町総合事務組合競争入札実施要領及び仕様書等を承諾のうえ、佐賀県市町総合事務組合財務規則の規定に基づき下記のとおり入札します。

入札金額	¥	—
委託又は 業務名称		
委託場所		
委託期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

代理人

印

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

佐賀県市町総合事務組合管理者 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

下記の件について、【指名競争入札の指名を受けました・入札参加届を提出しました】が、都合により入札を辞退いたします。

記

件 名 _____

入札日 平成 年 月 日

※以下の事項の記載については、任意ですので、記載が無くても受付けます。

【辞退理由】（該当する番号に○印を付けて下さい。）

- 1 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難。（向こう 月程度）
- 2 この工事を受注した場合、技術者の確保が困難。
- 3 会社（個人企業の場合には個人）の都合。
- 4 その他

.....
.....
.....

委任状

佐賀県市町総合事務組合管理者 様

今般都合により、
を代理人と定め、下記の入札に関し、一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住所

委任者 商号又は名称

氏名

印

代理人 氏名

印

記

件名	
入札年月日	平成 年 月 日